

独立行政法人地域医療機能推進機構

宇和島病院附属介護老人保健施設

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法のリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じ利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 独立行政法人地域医療機能推進機構

宇和島病院附属介護老人保健施設

- (2) 開設年月日 平成7年5月1日
- (3) 所在地 愛媛県宇和島市賀古町1丁目2番20号
- (4) 電話番号 0895-24-7111 FAX 番号0895-24-7118
- (5) 管理者名 施設長 日前 敏子
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3857780245号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

管理者	…1名(介護老人保健施設と兼務)
医師	…1人以上(ジェイコー宇和島病院と兼務)
看護師	…1人以上
【1単位目】	
介護職員	…3人以上
理学療法士又は作業療法士	…2人以上(介護老人保健施設と兼務)
【2単位目】	
介護職員	…1人以上
理学療法士又は作業療法士	…1人以上
【3単位目】	
介護職員	…1人以上
理学療法士又は作業療法士	…1人以上
【4単位目】	
介護職員	…1人以上
理学療法士又は作業療法士	…1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士又は作業療法士は、医師や介護福祉士等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、営業日の午前9時45分から午後16時までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、
1単位目 24名

2 単位目	2 名	
3 単位目	2 名	
4 単位目	2 名	併せて 30 人とする。

(事業の内容)

第 9 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあたっては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士のリハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法士が必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第 10 条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用品費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

宇和島市立明倫、番城、宇和津、鶴島（但し小池、石応は除く）、天神、和霊、住吉、高光、九島の各小学校区内の地域

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 火気の使用は、厳禁とする。
- ・ 建物、備品その他の器具を破損、若しくは持ち出さないこと。
- ・ 通所リハビリテーション利用時は医療機関の受診は出来ません。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者を設置する。

- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則による。

（職員の健康管理）

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 20 条 サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、家族、ケアマネージャー等に連絡をとる等必要な措置を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、宇和島病院附属介護老人保健施設運営会議において定めるものとする。

(介護サービス情報の公表の実施)

第 22 条 介護保険法の規定に基づいて、施設が行うサービスの内容や運営状況を調査公表し、利用者が事業者を選ぶための情報を提供するものとする。

※第三者評価の実施：なし

付 則

- この運営規程は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、平成 19 年 10 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、平成 24 年 7 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、平成 28 年 9 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、令和 6 年 2 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- この運営規程は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。